

# 令和元年度横浜市補正予算について

(令和元年度2月)

横浜市報第28号 別冊

## 目 次

令和元年度	横浜市一般会計補正予算(第4号)	…	1
令和元年度	横浜市国民健康保険事業費会計補正予算(第1号)	…	15
令和元年度	横浜市介護保険事業費会計補正予算(第1号)	…	18
令和元年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算(第1号)	…	21
令和元年度	横浜市港湾整備事業費会計補正予算(第1号)	…	24
令和元年度	横浜市中央卸売市場費会計補正予算(第1号)	…	29
令和元年度	横浜市中央と畜場費会計補正予算(第1号)	…	32
令和元年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算(第1号)	…	35
令和元年度	横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算(第1号)	…	38
令和元年度	横浜市市街地開発事業費会計補正予算(第1号)	…	41
令和元年度	横浜市新墓園事業費会計補正予算(第1号)	…	46
令和元年度	横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算(第1号)	…	50
令和元年度	横浜市公共事業用地費会計補正予算(第1号)	…	52
令和元年度	横浜市市債金会計補正予算(第1号)	…	55
令和元年度	横浜市下水道事業会計補正予算(第1号)	…	58
令和元年度	横浜市埋立事業会計補正予算(第1号)	…	60
令和元年度	横浜市高速鉄道事業会計補正予算(第1号)	…	61

令和元年度横浜市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度横浜市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,344,019 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,790,183,574 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の追加は、「第4表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 <b>839,371,432</b>	千円 <b>6,030,568</b>	千円 <b>845,402,000</b>
	1 市 民 税	462,895,000	4,388,000	467,283,000
	2 固 定 資 産 税	276,245,432	273,568	276,519,000
	3 軽自動車税	2,924,000	28,000	2,952,000
	4 市たばこ税	19,735,000	872,000	20,607,000
	5 入 湯 税	80,000	1,000	81,000
	6 事 業 所 税	18,023,000	418,000	18,441,000
	7 都 市 計 画 税	59,469,000	50,000	59,519,000
3 利子割交付金		<b>589,000</b>	△ <b>130,000</b>	<b>459,000</b>
	1 利子割交付金	589,000	△ 130,000	459,000
5 株式等譲渡所得割交付金		<b>3,465,000</b>	△ <b>35,000</b>	<b>3,430,000</b>
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,465,000	△ 35,000	3,430,000
6 分離課税所得割交付金		<b>1,004,000</b>	<b>126,000</b>	<b>1,130,000</b>
	1 分離課税所得割交付金	1,004,000	126,000	1,130,000
7 地方消費税金		<b>64,458,000</b>	△ <b>1,482,000</b>	<b>62,976,000</b>
	1 地方消費税金	64,458,000	△ 1,482,000	62,976,000
8 ゴルフ場利用税金		<b>139,000</b>	<b>1,000</b>	<b>140,000</b>
	1 ゴルフ場利用税金	139,000	1,000	140,000
10 環境性能割金		<b>1,125,000</b>	△ <b>102,000</b>	<b>1,023,000</b>
	1 環境性能割金	1,125,000	△ 102,000	1,023,000
11 軽油引取税金		<b>12,138,000</b>	△ <b>243,000</b>	<b>11,895,000</b>

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 軽油引取税金 交 付 金	12,138,000 <sup>千円</sup>	△ 243,000 <sup>千円</sup>	11,895,000 <sup>千円</sup>
<b>14 地方交付税</b>		<b>20,716,000</b>	<b>2,805,461</b>	<b>23,521,461</b>
	1 地方交付税	20,716,000	2,805,461	23,521,461
<b>16 分担金及び金</b>		<b>32,612,745</b>	<b>△ 372,053</b>	<b>32,240,692</b>
	1 負担金	32,612,745	△ 372,053	32,240,692
<b>18 国庫支出金</b>		<b>325,604,718</b>	<b>4,960,685</b>	<b>330,565,403</b>
	1 国庫負担金	274,289,185	△ 1,199,231	273,089,954
	2 国庫補助金	50,044,110	6,159,916	56,204,026
<b>19 県支出金</b>		<b>86,364,255</b>	<b>△ 1,124,033</b>	<b>85,240,222</b>
	1 県負担金	57,749,611	△ 1,099,861	56,649,750
	2 県補助金	20,506,162	△ 1,867	20,504,295
	3 県委託金	8,108,482	△ 22,305	8,086,177
<b>20 財産収入</b>		<b>29,020,422</b>	<b>9,875,600</b>	<b>38,896,022</b>
	1 財産運用収入	5,445,668	84,671	5,530,339
	2 財産売却収入	23,574,754	9,790,929	33,365,683
<b>21 寄附金</b>		<b>1,278,649</b>	<b>6,000</b>	<b>1,284,649</b>
	1 寄附金	1,278,649	6,000	1,284,649
<b>22 繰入金</b>		<b>29,972,286</b>	<b>△ 7,867,356</b>	<b>22,104,930</b>
	1 資産活用推進 基金繰入金	6,217,033	△ 79,940	6,137,093
	5 都市整備基金 繰入金	254,300	△ 190,000	64,300
	7 社会福祉基金 繰入金	78,260	△ 8,910	69,350
	12 減債基金繰入金	7,588,506	△ 7,588,506	—

款	項	補正前の額	補正額	計
24 諸 収 入		75,153,190 <sup>千円</sup>	△ 1,337,853 <sup>千円</sup>	73,815,337 <sup>千円</sup>
	1 延滞金、加算金 及び過料	671,242	△ 277,000	394,242
	5 雑 入	15,677,400	△ 1,060,853	14,616,547
25 市 債		175,016,000	4,232,000	179,248,000
	1 市 債	175,016,000	4,232,000	179,248,000
歳 入 合 計		1,774,839,555	15,344,019	1,790,183,574

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,120,731 <sup>千円</sup>	6,577 <sup>千円</sup>	3,127,308 <sup>千円</sup>
	1 議会費	3,120,731	6,577	3,127,308
2 総務費		121,927,646	421,123	122,348,769
	1 政策費	19,484,985	978	19,485,963
	2 国際費	1,582,722	8,015	1,590,737
	3 総務費	79,671,031	△ 1,326,651	78,344,380
	4 財政費	2,880,058	425,603	3,305,661
	5 税務費	13,114,035	1,282,955	14,396,990
	6 会計管理費	1,586,404	10,787	1,597,191
	7 人事委員会費	263,832	3,313	267,145
	8 監査費	444,600	4,926	449,526
	9 選挙費	2,899,979	11,197	2,911,176
3 市民費		45,039,066	△ 432,175	44,606,891
	1 市民行政費	22,222,787	△ 142,175	22,080,612
	2 地域行政費	22,816,279	△ 290,000	22,526,279
4 文化観光費		10,351,110	△ 104,969	10,246,141
	1 文化観光費	10,351,110	△ 104,969	10,246,141
5 経済費		52,023,001	892,635	52,915,636
	1 経済費	52,023,001	892,635	52,915,636
6 こども青少年費		297,218,514	△ 1,293,745	295,924,769
	1 青少年費	21,566,720	296,477	21,863,197
	2 子育て支援費	176,568,937	△ 2,426,360	174,142,577



款	項	補正前の額	補正額	計
	1 都市整備費	20,272,617 <sup>千円</sup>	134,863 <sup>千円</sup>	20,407,480 <sup>千円</sup>
<b>12 道路費</b>		<b>92,070,295</b>	<b>3,438,161</b>	<b>95,508,456</b>
	1 道路維持管理費	24,407,902	93,849	24,501,751
	2 道路整備費	63,733,609	2,449,788	66,183,397
	3 河川費	3,928,784	894,524	4,823,308
<b>13 港湾費</b>		<b>25,541,720</b>	<b>5,058,547</b>	<b>30,600,267</b>
	1 港湾管理費	11,577,137	3,730,462	15,307,599
	2 港湾整備費	13,964,583	1,328,085	15,292,668
<b>14 消防費</b>		<b>41,206,369</b>	<b>756,730</b>	<b>41,963,099</b>
	1 消防費	41,206,369	756,730	41,963,099
<b>15 教育費</b>		<b>254,858,469</b>	<b>5,353,190</b>	<b>260,211,659</b>
	1 教育総務費	182,850,862	2,952,310	185,803,172
	2 小学校費	11,463,706	1,897,960	13,361,666
	3 中学校費	5,338,740	649,275	5,988,015
	5 特別支援学校費	1,190,036	22,500	1,212,536
	7 学校保健体育費	19,177,187	190,493	19,367,680
	8 教育施設整備費	31,007,520	△ 359,348	30,648,172
<b>16 公債費</b>		<b>184,227,380</b>	<b>△ 202,994</b>	<b>184,024,386</b>
	1 公債費	176,588,874	△ 1,799,644	174,789,230
	2 第三セクター等 改革推進 公債費	7,638,506	1,596,650	9,235,156
<b>17 諸支出金</b>		<b>187,154,561</b>	<b>244,614</b>	<b>187,399,175</b>
	1 特別会計繰出金	187,154,561	244,614	187,399,175
<b>歳出合計</b>		<b>1,774,839,555</b>	<b>15,344,019</b>	<b>1,790,183,574</b>

第2表 債務負担行為補正

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
主要地方道原宿六ツ浦の整備 工事に関する協定の締結に係 る予算外義務負担	令和2年度	限度額 700,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スポーツ施設整備費	1,387,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額による。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	1,405,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額による。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
地域施設整備費	2,048,000				1,925,000			
文化施設整備費	684,000				564,000			
青少年育成施設整備費	8,000				19,000			
放課後児童育成施設整備費	85,000				227,000			
保育所等整備費	796,000				717,000			
児童福祉施設整備費	300,000				291,000			
健康福祉施設整備費	2,582,000				2,520,000			
公園緑地整備費	7,622,000				8,149,000			
工場費	136,000				150,000			
産業廃棄物対策費	126,000				129,000			
し尿処理施設費	22,000				19,000			
処分地費	—				16,000			
地域整備費	903,000				2,001,000			
交通安全施設等整備費	64,000				414,000			
道路特別整備費	4,450,000				4,586,000			
街路整備費	11,306,000				11,910,000			
河川管理費	665,000				67,000			
河川整備費	665,000				1,094,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭整備費	2,629,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額による。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	2,546,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額による。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
港湾整備費負担金	3,326,000				5,601,000			
港湾施設等維持費	2,531,000				4,865,000			
警防活動施設整備費	559,000				553,000			
航空活動施設整備費	340,000				300,000			
小・中学校整備費	6,762,000				7,111,000			
学校施設営繕費	9,390,000				8,871,000			
校内通信ネットワーク整備費	—				1,827,000			
学校用地費	—				39,000			
特別支援教育施設整備費	—				131,000			
高速鉄道事業会計繰出金	2,985,000				3,013,000			
臨時財政対策債	47,000,000				42,543,000			
<b>計</b>	<b>175,016,000</b>							

第4表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 政 策 費		千円 —	跡地利用推進事業	千円 37,000
3 市 民 費	1 市 民 行 政 費		—	スポーツ施設管理 運営事業	91,000
3 市 民 費	1 市 民 行 政 費		—	屋外プール再整備 事業	250,000
5 経 済 費	1 経 済 費		—	プレミアム付商品 券事業	520,000
6 こ ども 青 少 年 費	2 子 育 て 支 援 費		—	放課後キッズクラ ブ事業	18,000
7 健康福祉費	5 健康福祉施設 整 備 費		—	特別養護老人ホー ム整備事業	129,000
7 健康福祉費	5 健康福祉施設 整 備 費		—	地域密着型サービ ス事業所整備等事 業	34,000
8 環境創造費	4 環境活動推進費		—	生産環境の整備と 支援事業	11,000
8 環境創造費	4 環境活動推進費		—	台風被災農業者支 援事業	70,000
8 環境創造費	6 環 境 整 備 費		—	公園整備事業	2,388,000
9 資源循環費	2 適 正 処 理 費		—	管路収集施設整備 事業	8,000
9 資源循環費	2 適 正 処 理 費		—	南本牧最終処分場 関係事業（一般廃 棄物）	70,000
9 資源循環費	2 適 正 処 理 費		—	P C B 適正処理推 進事業	148,000
10 建 築 費	2 住 宅 費		—	マンション建替促 進事業	6,000
11 都市整備費	1 都 市 整 備 費		—	都心臨海部におけ る新たな交通シス テム導入事業	60,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
11 都市整備費	1 都市整備費		千円 —	神奈川東部方面線 整備事業	千円 190,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	桜木町駅新改札口 設置事業	30,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	まちの不燃化推進 事業	46,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	関内・関外地区活 性化推進事業	641,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	エキサイトよこは ま22推進事業	917,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	みなとみらい21関 連公共施設整備事 業	209,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	戸塚駅関連施設維 持管理等事業	8,000
12 道 路 費	1 道路維持管理費		—	道路管理事業	75,000
12 道 路 費	1 道路維持管理費		—	共同溝管理事業	169,000
12 道 路 費	1 道路維持管理費		—	街路樹管理事業	8,000
12 道 路 費	2 道路整備費		—	交通安全施設等整 備事業	109,000
12 道 路 費	2 道路整備費		—	緊急交通安全対策 事業	701,000
12 道 路 費	2 道路整備費		—	道路特別整備事業	6,484,000
12 道 路 費	2 道路整備費		—	街路整備事業	10,134,000
12 道 路 費	3 河 川 費		—	河川・水路等維持 管理事業	30,000
12 道 路 費	3 河 川 費		—	河道等安全確保対 策事業	130,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
12 道 路 費	3 河 川 費		千円 —	河川整備事業	千円 2,028,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	大さん橋国際客船ターミナル機能強化事業	25,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	機械関係修繕事業	30,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	電気関係修繕事業	32,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	土木関係修繕事業	45,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費	港湾施設等復旧事業	3,587,000		7,287,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	臨海部における賑わい創出事業	10,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	本牧ふ頭再整備事業	150,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	横浜港ロジスティクスパーク基盤整備事業	356,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業	426,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	海岸保全施設整備事業	285,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	大黒ふ頭荷捌き地等整備事業	700,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	新港9号客船バース等整備事業	2,787,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	MICE施設周辺等整備事業	45,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	ホテルシップ推進事業	198,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	港湾整備費負担金	1,579,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
14 消 防 費	1 消 防 費		千円 —	消防団器具置場建設事業	千円 137,000
14 消 防 費	1 消 防 費		—	消防庁舎建設事業	35,000
15 教 育 費	1 教 育 総 務 費		—	教育情報ネットワーク事業	3,654,000
15 教 育 費	2 小 学 校 費		—	教育用コンピュータ整備事業	1,822,000
15 教 育 費	3 中 学 校 費		—	教育用コンピュータ整備事業	770,000
15 教 育 費	5 特 別 支 援 学 校 費		—	教育用コンピュータ整備事業	23,000
15 教 育 費	8 教 育 施 設 整 備 費		—	小中学校整備事業	19,000
17 諸 支 出 金	1 特 別 会 計 繰 出 金		—	市街地開発事業費 会計繰出金	715,000
17 諸 支 出 金	1 特 別 会 計 繰 出 金		—	みどり保全創造事業費 会計繰出金	10,000
<b>設 定 額 合 計</b>			<b>9,573,000</b>		<b>52,875,000</b>

令和元年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市国民健康保険事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市国民健康保険事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34,177 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 332,075,907 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		31,164,462 <sup>千円</sup>	34,177 <sup>千円</sup>	31,198,639 <sup>千円</sup>
	1 一般会計繰入金	31,164,462	34,177	31,198,639
歳入合計		332,041,730	34,177	332,075,907

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険費 1 国民健康保険費		332,041,730 <sup>千円</sup>	34,177 <sup>千円</sup>	332,075,907 <sup>千円</sup>
	1 総務費	5,855,938	34,177	5,890,115
歳出合計		332,041,730	34,177	332,075,907

## 令和元年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市介護保険事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市介護保険事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の介護保険事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,126,076 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 289,981,163 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		64,544,039 <sup>千円</sup>	△ 2,855 <sup>千円</sup>	64,541,184 <sup>千円</sup>
	1 介護保険料	64,544,039	△ 2,855	64,541,184
3 国庫支出金		61,260,541	△ 1,047,224	60,213,317
	1 国庫負担金	48,181,493	△ 903,765	47,277,728
	2 国庫補助金	13,079,048	△ 143,459	12,935,589
4 支払基金交付金		74,276,337	△ 1,350,000	72,926,337
	1 支払基金交付金	74,276,337	△ 1,350,000	72,926,337
5 県支出金		40,763,555	△ 721,169	40,042,386
	1 県負担金	38,450,545	△ 721,237	37,729,308
	2 県補助金	2,313,010	68	2,313,078
6 財産収入		4,611	△ 1,544	3,067
	1 財産運用収入	4,611	△ 1,544	3,067
7 繰入金		47,422,156	△ 588,656	46,833,500
	1 一般会計繰入金	44,168,992	△ 588,656	43,580,336
8 繰越金		472,729	4,837,524	5,310,253
	1 繰越金	472,729	4,837,524	5,310,253
歳入合計		288,855,087	1,126,076	289,981,163

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>1 介護保険事業費</b>		<b>288,855,087</b> <sup>千円</sup>	<b>1,126,076</b> <sup>千円</sup>	<b>289,981,163</b> <sup>千円</sup>
	1 総務費	6,544,747	36,273	6,581,020
	2 保険給付費	266,637,160	△ 3,738,048	262,899,112
	3 地域支援事業費	15,396,724	352	15,397,076
	4 基金積立金	266,456	4,824,028	5,090,484
	6 災害対応費	—	3,471	3,471
<b>歳出合計</b>		<b>288,855,087</b>	<b>1,126,076</b>	<b>289,981,163</b>

令和元年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,584,351 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,756,171 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 <b>42,586,854</b>	千円 <b>461,394</b>	千円 <b>43,048,248</b>
	1 後期高齢者医療 保 険 料	42,586,854	461,394	43,048,248
2 繰 入 金		<b>34,458,554</b>	<b>802,046</b>	<b>35,260,600</b>
	1 一般会計繰入金	34,458,554	802,046	35,260,600
3 繰 越 金		<b>22,813</b>	<b>320,911</b>	<b>343,724</b>
	1 繰 越 金	22,813	320,911	343,724
<b>歳 入 合 計</b>		<b>77,171,820</b>	<b>1,584,351</b>	<b>78,756,171</b>

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療事業費		77,171,820 <sup>千円</sup>	1,584,351 <sup>千円</sup>	78,756,171 <sup>千円</sup>
	1 総務費	1,112,779	△ 28,210	1,084,569
	2 負担金	76,049,041	1,612,561	77,661,602
歳出合計		77,171,820	1,584,351	78,756,171

## 令和元年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市港湾整備事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市港湾整備事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の港湾整備事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,816,640 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,705,678 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

### （繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		50,000 <sup>千円</sup>	5,917 <sup>千円</sup>	55,917 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	50,000	5,917	55,917
5 諸収入		9,762,867	△ 4,246,557	5,516,310
	1 貸付金元利収入	1,193,369	167,904	1,361,273
	2 雑入	8,569,498	△ 4,414,461	4,155,037
6 市債		14,420,500	424,000	14,844,500
	1 市債	14,420,500	424,000	14,844,500
歳入合計		25,522,318	△ 3,816,640	21,705,678

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		25,522,318 <sup>千円</sup>	△ 3,816,640 <sup>千円</sup>	21,705,678 <sup>千円</sup>
	1 管理費	1,290,219	3,077	1,293,296
	4 新本牧ふ頭費	8,480,000	△ 3,989,661	4,490,339
	6 公債費	1,199,599	169,944	1,369,543
歳出合計		25,522,318	△ 3,816,640	21,705,678

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新本牧ふ頭 整備負担金	千円 一	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 424,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	14,420,500				14,844,500			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港 湾 整 備 費 事 業	4 新 本 牧 ふ 頭 整 備 費	新本牧ふ頭第1期地区整備事業	千円 2,227,000
1 港 湾 整 備 費 事 業	4 新 本 牧 ふ 頭 整 備 費	新本牧ふ頭整備費負担金	90,000
1 港 湾 整 備 費 事 業	5 港 湾 施 設 等 整 備 費 貸 付 金	港湾施設整備費貸付金	2,088,000
1 港 湾 整 備 費 事 業	5 港 湾 施 設 等 整 備 費 貸 付 金	物流施設整備費貸付金	720,000
<b>設 定 額 合 計</b>			<b>5,125,000</b>

## 令和元年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市中央卸売市場費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市中央卸売市場費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の中央卸売市場費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,271 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,759,949 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		167,516 <sup>千円</sup>	5,271 <sup>千円</sup>	172,787 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	167,516	5,271	172,787
歳入合計		3,754,678	5,271	3,759,949

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		3,754,678 <sup>千円</sup>	5,271 <sup>千円</sup>	3,759,949 <sup>千円</sup>
	1 運 営 費	2,366,206	5,271	2,371,477
歳 出 合 計		3,754,678	5,271	3,759,949

## 令和元年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市中心と畜場費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市中心と畜場費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市中心の中央と畜場費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,797 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,941,123 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 2,343,853	千円 2,797	千円 2,346,650
	1 一般会計繰入金	2,343,853	2,797	2,346,650
歳入合計		3,938,326	2,797	3,941,123

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央と畜場費		3,938,326 <sup>千円</sup>	2,797 <sup>千円</sup>	3,941,123 <sup>千円</sup>
	1 運営費	2,787,091	2,797	2,789,888
歳出合計		3,938,326	2,797	3,941,123

令和元年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 228 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 435,655 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 13,921	千円 228	千円 14,149
	1 一般会計繰入金	13,921	228	14,149
歳入合計		435,427	228	435,655

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		435,427 <sup>千円</sup>	228 <sup>千円</sup>	435,655 <sup>千円</sup>
	1 運 営 費	434,427	228	434,655
歳 出 合 計		435,427	228	435,655

令和元年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 111 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,866 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		22,105 <sup>千円</sup>	111 <sup>千円</sup>	22,216 <sup>千円</sup>
	1 一般会計繰入金	11,154	111	11,265
歳入合計		37,755	111	37,866

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 害 被 害 者 救 済 事 業 費		千円 37,755	千円 111	千円 37,866
	1 運 営 費	36,755	111	36,866
歳 出 合 計		37,755	111	37,866

## 令和元年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市市街地開発事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市市街地開発事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の市街地開発事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,207,005 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,190,985 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

### （繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		3,832,788	2,853,150	6,685,938
	1 国庫補助金	3,832,788	2,853,150	6,685,938
3 繰入金		4,797,161	△ 57,145	4,740,016
	1 一般会計繰入金	4,667,157	△ 57,145	4,610,012
6 市債		3,279,000	2,411,000	5,690,000
	1 市債	3,279,000	2,411,000	5,690,000
歳入合計		11,983,980	5,207,005	17,190,985

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市街地開発費		11,983,980 <sup>千円</sup>	5,207,005 <sup>千円</sup>	17,190,985 <sup>千円</sup>
	1 総務費	863,385	8,749	872,134
	2 事業費	9,504,481	5,198,256	14,702,737
歳出合計		11,983,980	5,207,005	17,190,985

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期地区事業費	448,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	816,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
新綱島駅周辺地区事業費	359,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	815,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
東高島駅地区事業費	223,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	561,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
横浜駅きた西口鶴屋地区事業費	153,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	212,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
大船駅北地区第2期事業費	1,528,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	2,183,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
泉ゆめが丘地区事業費	275,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	538,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
瀬谷駅南口地区第1期事業費	293,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	565,000	起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
<b>計</b>	<b>3,279,000</b>				<b>5,690,000</b>			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市街地開発費	2 事業費	金沢八景駅東口地区土地区画整理事業	千円 7,000
1 市街地開発費	2 事業費	金沢八景駅周辺整備事業	44,000
1 市街地開発費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業	984,000
1 市街地開発費	2 事業費	新綱島駅周辺地区土地区画整理事業	918,000
1 市街地開発費	2 事業費	新綱島駅周辺地区関連事業	190,000
1 市街地開発費	2 事業費	東高島駅北地区土地区画整理事業	1,125,000
1 市街地開発費	2 事業費	東高島駅北地区埋立事業	175,000
1 市街地開発費	2 事業費	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発事業	326,000
1 市街地開発費	2 事業費	大船駅北第二地区市街地再開発事業	3,032,000
1 市街地開発費	2 事業費	泉ゆめが丘地区土地区画整理事業	1,198,000
1 市街地開発費	2 事業費	瀬谷駅南口第1地区市街地再開発事業	994,000
<b>設 定 額 合 計</b>			<b>8,993,000</b>

## 令和元年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市新墓園事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市新墓園事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の新墓園事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 330,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,429,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市 債		842,000 <sup>千円</sup>	△ 330,000 <sup>千円</sup>	512,000 <sup>千円</sup>
	1 市 債	842,000	△ 330,000	512,000
歳 入 合 計		1,759,601	△ 330,000	1,429,601

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 舞岡地区 新墓園事業費		843,000 <sup>千円</sup>	△ 330,000 <sup>千円</sup>	513,000 <sup>千円</sup>
	1 施設整備費	837,057	△ 330,000	507,057
歳 出 合 計		1,759,601	△ 330,000	1,429,601

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区 新墓園整備費	千円 842,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 512,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	842,000				512,000			

令和元年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	まちなかでの緑の創出・育成事業	千円 94,000
1 みどり保全創造事業費	2 みどり保全事業費	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業	232,000
<b>設 定 額 合 計</b>			<b>326,000</b>

## 令和元年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市公共事業用地費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市公共事業用地費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の公共事業用地費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 354 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,949,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公共用地先行 取得事業収入		14,642,163 <sup>千円</sup>	354 <sup>千円</sup>	14,642,517 <sup>千円</sup>
	1 財産収入	2,610,503	4,177	2,614,680
	2 基金繰入金	12,031,659	△ 581,211	11,450,448
	3 繰越金	1	577,388	577,389
歳入合計		18,948,965	354	18,949,319

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>3</b>	<b>公共用地先行 取得事業費</b>	<b>14,642,163</b> <sup>千円</sup>	<b>354</b> <sup>千円</sup>	<b>14,642,517</b> <sup>千円</sup>
	1 公債費	13,409,244	355	13,409,599
	2 減債基金積立金	1,232,919	△ 1	1,232,918
<b>歳出合計</b>		<b>18,948,965</b>	<b>354</b>	<b>18,949,319</b>

## 令和元年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市市債金会計予算」の名称を「令和元年度横浜市市債金会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の市債金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 32,695 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 549,469,399 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		435,168,094 <sup>千円</sup>	△ 32,695 <sup>千円</sup>	435,135,399 <sup>千円</sup>
	1 他会計繰入金	382,725,880	△ 32,695	382,693,185
歳入合計		549,502,094	△ 32,695	549,469,399

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		549,502,094 <sup>千円</sup>	△ 32,695 <sup>千円</sup>	549,469,399 <sup>千円</sup>
	1 公債費	541,863,588	△ 1,629,345	540,234,243
	2 第三セクター等 改革推進債 公債費	7,638,506	1,596,650	9,235,156
歳出合計		549,502,094	△ 32,695	549,469,399

令和元年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市下水道事業会計予算」の名称を「令和元年度横浜市下水道事業会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

（総 則）

第1条 令和元年度横浜市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	135,618,241千円	22,833千円	135,641,074千円
第1項 営業収益	102,510,712千円	19,474千円	102,530,186千円
第2項 営業外収益	32,313,090千円	3,359千円	32,316,449千円
支 出			
第1款 下水道管理費	120,374,198千円	76,564千円	120,450,762千円
第1項 営業費用	110,151,691千円	76,564千円	110,228,255千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「65,347,558千円」を「65,375,787千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
支 出			
第1款 下水道事業資本的支出	139,002,399千円	28,229千円	139,030,628千円
第1項 建設改良費	54,408,602千円	28,229千円	54,436,831千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中「2,158,376千円」を「2,161,735千円」に改める。

令和元年度横浜市埋立事業会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市埋立事業会計予算」の名称を「令和元年度横浜市埋立事業会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

（総 則）

第1条 令和元年度横浜市埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	支 出		
第1款 完 成 土 地 費 用	3,270,478千円	2,225千円	3,272,703千円
第1項 営 業 費 用	1,484,047千円	2,225千円	1,486,272千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「8,097,143千円」を「8,098,548千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	支 出		
第1款 資 本 的 支 出	32,614,956千円	1,405千円	32,616,361千円
第1項 埋 立 事 業 費	7,560,129千円	1,405千円	7,561,534千円

令和元年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市高速鉄道事業会計予算」の名称を「令和元年度横浜市高速鉄道事業会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

（総 則）

第1条 令和元年度横浜市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「20,998,352千円」を「20,998,704千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
		収 入		
第1款	高 速 鉄 道 事 業 資 本 的 収 入	30,808,985千円	131,223千円	30,940,208千円
第1項	企 業 債	25,592,000千円	101,000千円	25,693,000千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	2,810,000千円	26,000千円	2,836,000千円
第3項	国 庫 補 助 金	158,000千円	2,000千円	160,000千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	1,314,136千円	2,223千円	1,316,359千円
		支 出		
第1款	高 速 鉄 道 事 業 資 本 的 支 出	51,807,337千円	131,575千円	51,938,912千円
第1項	建 設 改 良 費	19,726,718千円	131,575千円	19,858,293千円

（企業債）

第3条 予算第6条第2号の限度額を、次のとおり補正する。

	(事 項)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
(2)	限 度 額	18,722,000千円	101,000千円	18,823,000千円
	建設改良費充当企業債	15,582,000千円	101,000千円	15,683,000千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中「3,204,073千円」を「3,206,296千円」に改める。